

鶴崎泊地利用者協議会会則

第一章 組 織

- (名 称) 第1条 本会は、鶴崎泊地利用者協議会という。
- (事務所) 第2条 本会の事務局を、大分港振興協議会の事務局内に置く。
- (目 的) 第3条 本会は、鶴崎泊地（以下泊地という）の安全対策を強力に推進し、もって泊地の一層の安全と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- (事 業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 泊地に入港する 5000 重量トン以上の船舶、長尺貨物の荷役及び曳船の支援を受けて離着棧する船舶等の相互通報。
 - (2) 泊地内における船舶航行に支障があると思料される各種工事等の説明会の開催。
 - (3) 各暦年における、各社の専用埠頭及び公共埠頭に入港する船舶隻数の調査・検討。
 - (4) 各社の連絡体制の確認。
 - (5) 泊地の安全を図るための必要事項の調査・研究及び関係当局への建議。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項。
- (組 織) 第5条 本会は、泊地を利用する関係会社・大分港振興協議会及び大分海上保安部並びに大分県大分土木事務所大分港振興室をもって構成する。

第二章 会 員

- (会 員) 第6条 本会の会員は、次の2種とする。
- (1) 正会員
 - (2) 特別会員
2. 正会員は、第5条の関係会社で、第7条の会費を納めるものとする。
3. 特別会員は、第5条の正会員以外の会員で、会費は納めない

ものとする。

(会 費) 第7条 正会員は、別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第三章 運営及び会議

(運 営) 第8条 本会には、特に役員を置かず、大分港振興協議会の事務局長が事務局長として会を運営する。

(会計監査) 第9条 会計監査は、年度当初の会議で関係書類を閲覧に供することで、監査に代えるものとする。

(会議の招集) 第10条 会議は事務局長が召集し、その議長となる。

(会 議) 第11条 会議は定例会議と臨時会議とする。
(1) 定例会議は年2回招集する。
(2) 臨時会議は会員等の要望により、事務局長が必要と認めたとき召集する。

(議事録) 第12条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録は、会員の要望があれば、閲覧に供さなければならない。

第四章 会 計

(経 費) 第13条 本会の経費は、会費、寄付金をもってあてるものとする。

(会計年度) 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

1. この会則は、平成2年4月10日から施行する。